



応援プロジェクト

新型コロナウイルスに負けるな!



新型コロナウイルス感染症に関する、さまざまな支援策を紹介します。
4・5ページも併せてご覧ください。

特別定額給付金

問い合わせ＝特別定額給付金専用ダイヤル（☎22 - 8455）

■対象者

4月27日に、住民基本台帳に記録されている人

■受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

■給付額

対象者1人につき10万円

■申請受付

①マイナポータルでのオンライン申請

マイナンバーカードを所持する世帯主が利用可能です。マイナンバーカードのほかに、マイナポータルで手続きを行うための端末（専用のアプリケーションをインストールしたスマートフォンまたはパソコン用のマイナンバーカード読み取り装置）が必要です。

マイナポータルから振込先口座を入力したうえで、振込先口座の確認書類をアップロード（転送）し、電子申請してください。電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。

マイナポータルについて詳しくは、ホームページ（<https://myrna.go.jp/>）をご確認ください。

受付期間 8月20日（木）まで

②郵送申請

対象者の世帯主宛に、5月19日（火）に申請用紙を発送しました。

申請方法 申請用紙に振込先口座などの必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添付したうえで、専用の封筒で郵送してください。

例外として、銀行口座を持たない人、金融機関から著しく離れた場所にいる人のみ、申請書類を市民サロン（市役所2階正面玄関側）にお持ちいただき、後日支給する方法をとります。

この場合、支給までに日数がかかりますので、ご了承ください。

受付期間 8月20日（木）まで（当日消印有効）

書類に不備があった場合は修正を依頼します。しかし、修正されず期限を迎えた場合は、申請辞退とみなされます。早めに手続きをお願いします。

■給付方法

申請者本人名義の銀行口座へ振り込みます。

詐欺にご注意を

特別定額給付金の給付に関する詐欺が発生しています。市や総務省などが、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや手数料の振込を求め、口座の暗証番号を聞き出すことなどは絶対にありませんので注意してください。

怪しいと感じたら、電話してください。

▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン（☎0120 - 213 - 188）

▶消費者ホットライン（局番なしの☎188）

▶警察相談専用電話（☎#9110）

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

問い合わせ＝商工振興課感染拡大防止協力金対策室（☎22 - 7500）

■対象者

- 以下の全てを満たす事業者
- ・市内に主たる事業所を有する法人または個人事業主
 - ・令和2年4月7日以前から市内で事業を営み、引き続き継続する意欲のある事業者
 - ・常用する従業員が5人以下（専従者含む）
 - ・主たる業種が、日本標準産業分類にて「製造業」「卸売業」「小売業（無店舗販売業を除く）」「飲食店」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」のいずれかに該当し、決算書などで確認ができること
 - ・国の緊急事態宣言を受け、感染症の拡大防止に具体的な協力をいただいていること（営業時間の短縮、対面パーテーションの設置、店舗・事務所内の定期的な消毒など）
 - ・群馬県の感染症対策事業継続支援金の交付対象事業者でないこと
 - ・市税などに滞納がないこと（納税猶予の許可を受けている場合は滞納に該当しません）
 - ・暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、経営に関与していないこと

■支給額

1事業者あたり5万円（1回限り）

■必要書類

法人	①桐生市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給申請書
	②直近の決算書における「法人事業概況説明書」の1ページ目の写し
	③通帳の写し
個人（青色申告者）	①桐生市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給申請書
	②令和元年分「確定申告書第一表」の控えの写し
	③令和元年分「所得税青色申告決算書」の1・2ページ目の写し
	④通帳の写し
個人（白色申告者）	①桐生市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給申請書
	②令和元年分「確定申告書第一表」の控えの写し
	③令和元年分「所得税申告収支内訳書」の1ページ目の写し
	④通帳の写し

■申請方法

申請は郵送のみとします。申請書は市ホームページにあります。そのほか、総合案内所（市役所1階）、新里・黒保根支所、各公民館にもあります。

■申請期限

7月31日（金）まで（当日消印有効）

子育て世帯への臨時特別給付金

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1152）

対象者には、5月13日に案内を発送しました。給付金を受けるための申請は不要です（公務員は、所属庁より申請書が配布され、申請勧奨があります。申請受付期間内に申請が必要です）。

■対象者

令和2年4月分または3月分の児童手当を受ける人※児童手当の所得制限限度額以上で、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受ける場合は対象外

■対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた、児童手当（4月分）の支給対象児童
※今年3月まで中学生だった児童で、3月分の児童手

当の支給対象となる児童であれば、対象になります。

■給付額

対象児童1人あたり1万円

■支給方法

児童手当で指定している口座へ支給

■支給時期

6月中旬頃（公務員は8月中旬頃から順次）（予定）

■受給辞退

受給を辞退する場合は、受給拒否の届出書の提出が必要です。※受給拒否の届け出は、5月25日（月）で締め切りました。

■公務員の申請受付期間

7月1日（水）から11月30日（月）まで

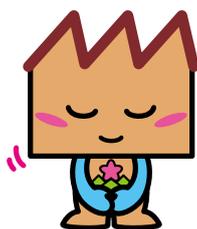
新型コロナウイルス感染症に関する支援策

個人・子育て世帯

対象	支援策	内容	問い合わせ
全国民	特別定額給付金	一律 10 万円を給付	特別定額給付金専用ダイヤル (☎22 - 8455)
生活が苦しい	緊急小口資金（主に休業した人）	生活費などの必要資金を貸し付け（一世帯あたり 20 万円以内・条件あり）	桐生市社会福祉協議会 (☎46 - 4165)
	総合支援資金（主に失業した人など）	生活費などの必要資金を貸し付け（単身世帯は月 15 万円以内、2 人以上世帯は月 20 万円以内・原則 3 か月）	
各種支払いが難しい	市税徴収猶予の特例制度	収入が大幅に減少した人に、最大 1 年間の徴収猶予（申請が必要）	納税課納税担当 (☎内線 237 ~ 240)
	国民年金保険料免除（一般・学生）	所得が減少した人に、保険料を免除（申請が必要）	ねんきん加入ダイヤル (☎0570 - 003 - 004) 桐生年金事務所 (☎44 - 2311) 市民課年金係 (☎内線 273)
	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	支払いを最大 4 か月猶予（申請が必要）	水道局総務課料金担当 (☎内線 325・326・327)
	下水道事業受益者負担金徴収猶予相談	徴収猶予を視野に入れた納付相談を行う（申請が必要）	下水道課業務係 (☎内線 678・749)
	証明発行手数料免除	新型コロナウイルス関連の融資などを受けの際に必要な各種証明書類の発行手数料は無料	市民課住民係 (☎内線 245) 税務課市民税担当 (☎内線 226) 納税課納税管理担当 (☎内線 235)
住居に困っている	解雇などにより住居の退去を余儀なくされる人の市営住宅への入居	市営住宅に 1 年間入居可、家賃・敷金・駐車場使用料免除（申請が必要）	建築住宅課住宅係 (☎内線 632・633) 群馬県住宅供給公社桐生支所 (☎内線 625)
	住居確保給付金（従来より行われている制度です）	離職・廃業から 2 年以内または離職と同程度の状況にある人に、一定期間、家賃相当額を支給（資産収入要件あり）	福祉課社会福祉係 (☎内線 271)
子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	対象児童 1 人あたり 1 万円を給付	子育て支援課子育て支援係 (☎47-1152)
	保育園・認定こども園利用者の保育料日割り計算対応	登園自粛要請に協力した場合、保育料を日割り計算により再算定	子育て支援課園児サービス係 (☎47-1152)
	放課後児童クラブの保育料設定変更・免除	小学校休校中は、1 日単位での保育料に設定。平日は午後 4 時までの利用の場合、保育料無料	子育て支援課子育て支援係 (☎47-1152)
	奨学資金奨学生の募集	経済的な理由で就学困難な学生（生徒）に奨学資金を貸し付け（人数上限あり・申請が必要・審査あり）	教育委員会総務課 (☎内線 643)

**引き続き
3つの密を避けましょう。**

集団感染を防ぐために、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けましょう。不要不急の外出は避けましょう。



**人との接触を
減らしましょう。**

買い物は、1 人または少人数で、空いている時間に行きましょう。ジョギングなどの運動は少人数で行いましょう。公園に行く場合も空いた時間、場所を選びましょう。

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

法人・個人事業主

対象	支援策	内容	問い合わせ
1か月の売り上げが50%以上減少	持続化給付金	中小法人などは最大200万円、個人事業者などは最大100万円を給付	持続化給付金事業コールセンター (☎0120 - 115 - 570)
9月までに指定の融資を受けるかつ、1か月間および3か月間の売り上げが5%以上減少	利子補給金	利子補給を実施（詳しくは、広報きりゅう5月号4ページをご覧ください）	商工振興課商業金融担当 (☎内線563・583)
休業要請に対し、休業などを実施	群馬県感染症対策事業継続支援金	1事業者あたり20万円を支給（業種などの要件あり）	群馬県感染症対策事業継続支援金受付センター（☎050 - 5371 - 6437）
感染拡大防止の対策に協力（従業員が5人以下）	感染拡大防止協力金	1事業者あたり5万円を支給（業種要件あり・群馬県感染症対策事業継続支援金の交付対象事業者を除く）	商工振興課感染拡大防止協力金対策室 (☎22 - 7500)
従業員に休業手当などを支給	雇用調整助成金（特例措置）	従業員の休業手当などを助成	群馬労働局（☎027 - 210 - 5008） 桐生公共職業安定所（☎22 - 8609）
融資を受けたい	群馬県経営サポート資金	Bタイプ…融資限度額6千万円 Cタイプ…融資限度額5千万円 Fタイプ…融資限度額3千万円 (各種対象や条件あり)	群馬県産業経済部経営支援課 (☎027 - 226 - 3332)
	群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証に対応した要件を満たす中小企業者に、融資（限度額3千万円。詳しくは、広報きりゅう5月号4ページをご覧ください）	

記載の情報は、5月15日現在の情報です。詳しくは、各問い合わせ先にお問い合わせください。

こんにちは
市長です



新型コロナウイルスに
対する支援策

新型コロナウイルス感染症拡大防止策に対しまして、市民の皆様には、依然として多大なご負担とご不便をおかけしており、また企業や個人事業主様には、厳しい経営状態が続く苦労があるものと思えます。

目に見えないウイルスとの戦いが長期にわたることが予想される中、収束を見せても第2波の襲来を警戒しなければなりません。

市では、事業者向けの新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金や市税の支払い猶予などの支援策も用意しております。各種制度については、今号の広報きりゅうや市ホームページなどでご確認ください。皆様にご利用いただき、皆様と一体となって乗り越えていきたいと考えております。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

桐生市長 荒木 恵司